

入札願末書

入札執行者	総務課長	開札日時	令和3年6月30日(水)午後1時30分
契約方法	条件付一般競争入札	開札場所	与謝野町役場庁舎

工事番号 及び工事名	3与河川改工第1号 明石川改修(その6)工事	工事場所	与謝野町字明石地内	落札金額(※1)	¥18,570,200.-
落札者 (住所)	株式会社きしべ建設 京都府与謝郡与謝野町字石川5227-5	予定価格 (入札書比較価格)	¥21,158,500.- ¥19,235,000.-	最低制限価格 (入札書比較価格)	¥18,570,200.- ¥16,882,000.-
入札者の商号 又は名称	第1回入札		随意契約	摘要	工事期間
	順位	金額(千円)	金額(千円)		契約締結日の翌日～令和4年3月15日
株式会社三野工務店	-	-		失格	工事概要
砂後建設株式会社	-	-		失格	L型水路2600×1600 L=63.6m
山城建設株式会社	-	-		失格	
株式会社きしべ建設	1	16,882		落札(くじ)	
石本建設株式会社	1	16,882			
安田建設株式会社	3	19,000			
以下余白		以下余白			
					落札率
					※落札金額に対する予定価格の割合を示したものです。
					落札率 = 87.77 %
					参加業者
					与謝野町建設工事登録業者 (土木一式)

※1:入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が会計法上の落札金額である。

入札願末書

入札執行者	総務課長	開札日時	令和3年6月30日（水）午後1時45分
契約方法	条件付一般競争入札	開札場所	与謝野町役場庁舎

工事番号 及び工事名	2与道橋維工第5号 3与道橋維工第2号 滝川橋橋梁補修工事	工事場所	与謝野町字金屋地内	落札金額(※1)	¥6,783,700.-
落札者 (住所)	有限会社野口建設 京都府与謝郡与謝野町字明石2180-10	予定価格 (入札書比較価格)	¥7,895,800.- ¥7,178,000.-	最低制限価格 (入札書比較価格)	¥6,783,700.- ¥6,167,000.-
入札者の商号 又は名称	第1回入札		随意契約	摘要	工事期間
	順位	金額(千円)	金額(千円)		契約締結日の翌日～ 令和4年1月31日
有限会社石田建設	-	-		辞退	工事概要
石本建設株式会社	1	6,167			橋梁補修 1橋
株式会社丸正組	1	6,167			
株式会社山田電気商会	1	6,167			
有限会社野口建設	1	6,167		落札(くじ)	
株式会社きしべ建設	5	6,800			
安田産業株式会社	6	7,000			
以下余白		以下余白			
					落札率
					※落札金額に対する予定価格の割合を示したものです。
					落札率 = 85.92 %
					参加業者
					与謝野町建設工事登録業者 (特殊工事(橋梁))

※1:入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が会計法上の落札金額である。

入札願末書

入札執行者	総務課長	開札日時	令和3年6月30日(水)午後2時15分
契約方法	指名競争入札	開札場所	与謝野町役場庁舎

工事番号 及び工事名	3与特下第3号 公共樹設置③工事	工事場所	与謝野町字算所地内	落札金額(※1)	¥2,253,900.-
落札者 (住所)	有限会社石田建設 京都府与謝郡与謝野町字三河内204-3	予定価格 (入札書比較価格)	¥2,593,800.- ¥2,358,000.-	最低制限価格 (入札書比較価格)	¥2,253,900.- ¥2,049,000.-
入札者の商号 又は名称	第1回入札		随意契約	工事期間	
	順位	金額(千円)	金額(千円)	契約締結日の翌日～令和3年9月17日	
工事概要					
株式会社ヤスイ	-	-		無効	管きょ工(VUφ150) L=20.0m
株式会社山添電気	-	-		失格	
株式会社井田建設	-	-		失格	
株式会社鈴木建設	-	-		失格	
株式会社丸正組	1	2,049			
有限会社柳水道	-	-		無効	
有限会社野口建設	1	2,049			
有限会社石田建設	1	2,049		落札(くじ)	
江笠建材株式会社	1	2,049			
株式会社アイフル	5	2,050			
足立石油株式会社	-	-		失格	
以下余白		以下余白			
落札率					
※落札金額に対する予定価格の割合を示したものです。					
落札率 = 86.90 %					
参加業者					
与謝野町建設工事登録業者 (土木一式)					

※1:入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が会計法上の落札金額である。